

## 笠置町監査委員告示第 13 号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 5 年 11 月 29 日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

### 記

#### 1. 監査を実施した日時等

日	時	令和 5 年 10 月 30 日 (月)
		午前 9 時 12 分から午前 11 時 57 分まで
場	所	笠置町役場 2 階 議員控室
監 査 対 象		1 人権啓発課が所管する事項について
収受資料等		・京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合の概要 ・京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合債権管理にかかる業務概要図

#### 2. 監査内容

人権啓発課が所管する住宅新築資金等貸付事業についての概要説明、陶芸教室等参加料の保管方法及び令和 5 年度に実施予定である健康機器（ヘルストロン）更新に係る事務の進捗状況等について内容を聴取するとともに、出納証書類、関係書類等において適正に処理されているのかを確認をするため本監査を実施した。

### 3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

#### 【人権啓発課が所管する事項について】

##### (1) 生け花教室及び陶芸教室の参加料、ごみ袋に係る金銭の取り扱いについて

生け花教室や陶芸教室に係る個人負担分を徴収した後は、手持ち金庫にて預かり保管をしており、定時後に鍵の掛かる倉庫にて管理をしている状況であると伺っている。ごみ袋売上に係る金銭についても同様に手持ち金庫で保管をしているが、在庫が少なくなり補充する際のごみ袋購入費用に充てており、役場に納金する運用ではないとのことであった。

適正な管理方法となるよう年1回は保管している在庫と現金が一致しているのか確認をされたい。また、各種教室に係る行政側の補助を規定する要項について内容を確認の上、改めて報告いただきたい。

##### (2) 住宅新築資金等貸付事業の概要説明について

住宅新築資金等貸付事業とは、歴史的社会的理由によって、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住環境改善対策の一環として、住宅の改修や住宅新築促進のため、国の施策に基づき、町が必要な資金の貸付けを行ったものであり、平成11年に京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合が設立されて、住宅新築資金等に係る債権管理及び地方債の償還に関する事務を共同処理されていると伺っている。現在、貸付業務は行っておらず、回収業務を行うとともに状況調査を実施して、悪質滞納者対策や債権整理を行い、最終的には時効等による不納欠損処理となっている。令和4年度決算の歳入（雑入）において約495万円の市町収支残返還金があったが、これは年間で償還された金額であり、起債の償還は令和3年度で終えているとのことであった。

令和4年度末における未償還額としては約6,780万円あるとのことであるが、年間償還額を500万円とすると概ね14年を要することになるが、既に償還を終えた自治体からは組合解散を希望する声も上がっており、令和13年には組合の組織見直しが予定されていることから、笠置町の最終的な残額を見据えた上で対応方針を

検討されたい。

### (3) ヘルストロン更新の進捗状況について

既に今年度ヘルストロンを更新しており、二台分のリース代が月額1万3,200円であり、また使用状況については概ね毎日利用される方が4～5名おられて、一日20分程利用のうえ雑談もされており健康増進とともにコミュニティー形成の場としての機能も担っていると伺っている。また、リース契約中は保守点検や故障及び修理等の部品交換について無償であることから、以前より効率的に事業実施ができているとのことであった。実際に一度は課長もヘルストロンを体験されて、より一層の健康増進及びコミュニティー形成の場となるよう尽力されたい。

### (4) ヘルストロン利用者への飲料の差仕入れについて。町の費用か。

飲料(コーヒーなど)に関してはヘルストロン利用者が持参されており、湯茶に関しては令和4年度までデイサービス事業において予算計上をしていたが、令和5年度より笠置会館管理事業の食糧費で来客用のお茶代として計上していると伺っている。つまりデイサービスやヘルストロン利用者を大枠として笠置会館への来客として位置づけたとのことであった。以前につむぎテラスでは飲料を販売しているが、なぜ笠置会館には飲料の販売がないのかという意見が寄せられたとのことであるが、事業体が異なるわけであるから笠置会館の趣旨目的、利用者に何を提供したいのか、来館者は来客として捉えているということ踏まえた上で定義付けをしておくことが望ましいと考える。

### (5) 笠置会館で勤務する会計年度任用職員について

令和5年度においては、緊急の人事異動により現在笠置会館における正規職員が1名減となっており、代替として会計年度任用職員が勤務されていると伺っている。職員の退職に伴い、現在、欠員補充のため採用試験を実施しているとのことであるが、館長は出張等で不在になることが多いのであれば、新規採用職員が笠置会館業務を一人で対応できるの

か危惧される場所である。地域を守ることが行政として一つの仕事であることから、十分に人員配置については考慮されたい。